

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB病院に雇用され、非常勤看護師として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、勤務先の病院において、同僚の看護助手と2人で人工呼吸器装着患者の身体を移動させようとしたところ、同僚看護助手とのタイミングが合わず、請求人の身体が極端な前屈位となり、首を負傷した。

請求人は、同月○日、C病院に受診し「頸椎捻挫」（以下「原傷病」という。）と診断され、その後、複数の医療機関において療養を継続した結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は、平成○年○月○日付けで、再審査請求を棄却している（平成28年労第251号事件）。

- 3 今般、請求人は、D病院に受診し、「変形性頸椎症」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

本件は、請求人が本件傷病は原傷病が再発したものであるとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれ

を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

- （1）請求人は、本件傷病は原傷病の再発である旨主張している。

労働者災害補償保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果一旦治癒と認定された後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それを原傷病の再発であると認定するための要件は、決定書理由で示したとおりであり、以下検討する。

- （2）旧傷病と本件傷病との医学上の相当因果関係

E医師は、平成○年○月○日付け意見書及び同年○月○日付け同医師面談結果の記録書において、要旨、「神経学的精査を行うも、X線、MRIにおいても明らかな異常所見を認めない。変形性頸椎症の発症原因は、加齢変化によるものと思われ、原傷病との因果関係はないと思うが、請求人が納得しないので、請求人にはわからないと言っている。歩行障害の原因について医学的に証明できる所見はなく、通常医学的知見から労災にいていまだに続いているとは考えられない。」と述べている。

F 医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人の病歴から平成〇年〇月〇日のC病院初診時の病名は『頸椎捻挫』であり、『頸部脊椎症』はそれ以前から同病院で治療を受けていた病名で、後者は頸椎の老化による痛みが原因と診断した場合につける病名であり、『変形性脊椎症』も『頸部脊椎症』と同じ意味である。したがって、再発時の『頸部脊椎症』は痛みの原因が頸椎の老化であるとの診断であり、原傷病と医学的因果関係はない。」と述べ、また、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「症状固定とされた平成〇年〇月〇日の頸椎単純X線及びその〇か月前の頸椎MR I と再発を申し立てた平成〇年〇月〇日の頸椎単純X線及び同年〇月〇日の頸椎MR I との比較においては、同様の所見であり、画像検査からは頸椎の経年的変化が伺えるだけである。すべての画像に外傷の存在は明らかではなく、当然それらが悪化したという経過も認められない。画像上は再発を支持する所見はない。」と述べている。

以上のことから、当審査会としては、本件傷病は、原傷病の診療開始以前から行っていた「頸部脊椎症」の加齢変化によるものであり、原傷病と本件傷病との間に医学的因果関係はないものと判断する。

(3) 以上のとおり、請求人の本件傷病は、上記再発の要件に該当しないものであり、当審査会としては、決定書理由に説示のとおり、請求人に発症した本件傷病は原傷病の再発とは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人は、失禁、痙性、首の熱感等、様々な症状を訴えていることから、当審査会において、一件記録について精査したが、上記判断を左右するものは認められなかった。

3 以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。